

広島市人事委員会 御中

2017 年 2 月 20 日

過労死を出さないための申し入れ

日本共産党広島市会議員団

中森辰一

村上厚子

中原洋美

藤井敏子

近松里子

一昨年**の 10 月、月 100 時間**を超える時間外勤務を**7 ヶ月**も続けていた市の職員が自殺したことが昨年末の新聞報道で明らかになりました。

2 月議会の総括質問では、**386 人**の職員が**1 カ月**当たり平均で**80 時間**もしくは**100 時間**を超えて時間外勤務を行っていたことが明らかになりました。

その中に、平成**27 年**に採用された新入職員が**15 人**も含まれているだけでなく、時間外勤務が年間**1,000 時間**を超える職員が**41 人**、最長残業時間は**1,715 時間**にも及ぶ異常な実態が明らかになりました。

これは民間だけでなく広島市において過労死を生む驚くべき長時間労働が常態化していることを示すものであり、市議団としても憂うべきことだと感じています。

労働基準法が適用外の公務職場においては人事院規則において、「正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。(人事院規則 15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第 16 条)」と定めており、さらに「超過勤務の縮減に関する指針」中に、「1 年につき、**360 時間**を目安としてこれを超えて超過勤務をさせないように努める」旨明記されています。

議会答弁では、業務の平準化、所属長の意識改革、職員による時間外勤務時間の目標設定、その達成状況を所属長の勤務評価に反映するなどにより、時間外勤務時間の縮減をはかるとされていますが、これはサービス残業を増やすだけで、抜本的な対策とはなりえません。

職員の命と健康を守り、よりよい市民サービスを提供していくために、人事委員会として実態を把握し的確な改善を行うよう市に指導をされるとともに、人員の削減を見直し増員を求めていただくよう強く要望します。

以上